

阿賀野市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月24日

阿賀野市長 田 中 清 善

#### 阿賀野市規則第24号

阿賀野市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

阿賀野市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成24年阿賀野市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第2号様式を次のように改める。

第2号様式(第3条関係)

変更届出書

年 月 日

阿賀野市長 様

住所  
事業者(所在地)  
氏名  
(名称及び代表者氏名)

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

		事業所番号												
		事業所番号												
指定内容を変更した事業所		名 称												
		所 在 地												
変更があった事項		変更の内容												
1	事業所(施設)の名称	(変更前)						(変更後)						
2	事業所(施設)の所在地(設置の場所)													
3	申請者(設置者)の名称													
4	主たる事務所の所在地													
5	代表者の氏名及び住所													
6	定款等及びその登記事項証明書の謄本又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。)													
7	事業所の平面図及び設備の概要													
8	事業所の管理者の氏名及び住所													
9	指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の提供に当たる者の氏名及び住所													
10	主たる対象者													
11	運営規程													
12	介護給付費等請求に関する事項													
変更年月日														

- 備考1 該当項目番号に○を付してください。  
 2 変更内容がわかる書類を添付してください。  
 3 変更の日から10日以内に届け出てください。  
 4 変更(加算)に係る届出書を添付してください

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の阿賀野市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。